

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE) 平成30年度ICT研究者育成型研究開発 公募の概要

■ICT研究者育成型研究開発(若手研究者枠)

平成30年7月

総務省

国際戦略局 技術政策課



① ICT重点技術の研究開発プロジェクト

実用化に向け、あらかじめ研究課題、目標等を設定した上で、研究を委託

委託研究
課題指定型

② 競争的研究資金 (戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)等)

研究テーマも含めて公募を行い、研究を委託

委託研究
課題公募型

③ 国立研究開発法人情報通信研究機構による研究開発

総務省が示す中・長期目標に基づく研究開発を、運営費交付金により実施

 国立研究開発法人
情報通信研究機構

共同研究等

総合科学技術・イノベーション会議

科学技術基本計画

資源配分方針

IT総合戦略本部

IT総合戦略

企業・大学等

◆第2期科学技術基本計画(平成13年3月 閣議決定)

競争的資金の拡充、公正かつ透明性の高い評価の必要性が指摘。⇒本事業を平成14年度より開始

◆第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)

「未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化」「科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」

◆経済財政運営と改革の基本方針2018(通称:「骨太の方針」 平成30年6月 閣議決定)

「若手研究者の支援に重点化」

◆未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)

「人材の育成・活用力の強化」「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」

◆未来投資戦略2018(平成30年6月閣議決定)

「産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大」「競争的研究費に若手枠や若手優遇採択の導入」

◆科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月 閣議決定)

「若手人材の育成」「公募型研究資金の改革」「新規事業のための環境創出」他

◆統合イノベーション戦略(平成30年6月 閣議決定)

「若手研究者への重点支援」「オープンイノベーションの仕組みの推進」「我が国の基礎科学力・基盤技術を強化」

◆情報通信審議会技術戦略委員会(平成27年7月中間答申)

「重点研究開発分野」及び「重点研究開発課題」の設定

◆情報通信審議会技術戦略委員会(平成28年7月第2次中間答申)

「IoT/BD/AI時代において今後取り組むべき技術戦略」

情報通信技術 (ICT) 分野において新規性に富む研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金。これにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、ICTの利活用による地域の活性化等を推進。

平成30年度実施プログラム

Strategic Information and CoMmunications R&D P Promotion Programme (SCOPE)

(1) 重点領域型研究開発

未来社会における新たな価値創造を図るため、ICT分野で国として取り組むべき基礎的・基盤的な研究開発分野から重点領域を設定し、実証実験と一体的に取り組む研究開発を推進。

(2) ICT研究者育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者が提案する研究開発を推進。

(3) 電波有効利用促進型研究開発

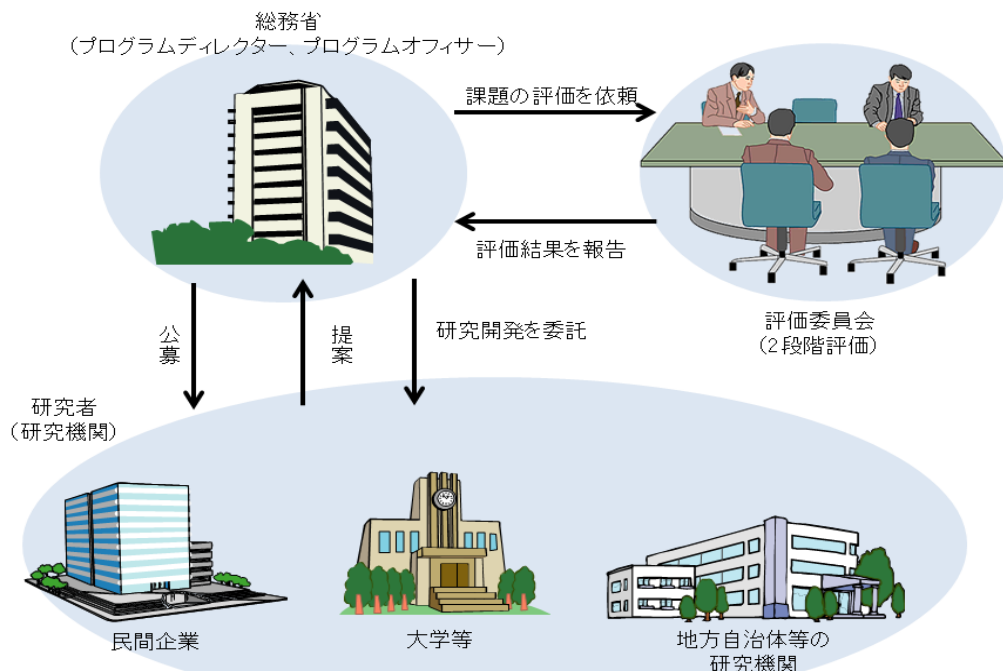
電波の有効利用を一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するため、電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発を推進。

(4) 国際標準獲得型研究開発

ICT分野における研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、イノベーションの創出や国際競争力の強化に資するため、外国政府との連携による研究開発を戦略的に推進。

(5) 独創的な人向け特別枠～異能(inno)vation～

ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外で野心的な技術課題への挑戦を支援。



公募対象プログラム	採択予定件数
ICT研究者育成型研究開発	
若手研究者枠	7件程度

【公募期間】

若手研究者枠

平成30年7月11日(水)から10月12日(金)17:00 まで

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成するために、若手研究者（個人又はグループ）が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託。

■ 対象

若手研究者

（研究代表者が「若手研究者の要件」を満たし、かつ研究分担者全員が「若手研究者の要件」又は「中小企業の要件」を満たす必要がある）

※電波の有効利用に資する技術課題は、平成27年度から「電波有効利用促進型」に一元化。

■ 研究開発経費等（間接経費：直接経費の30%を上限として別途配分）

フェーズ	研究開発経費（上限）	研究開発期間
フェーズⅡ	単年度1課題あたり1,000万円 （初年度は上限100万円）	最長3か年度＋2か月

■ 採択評価の主なポイント

- 若手研究者の育成の観点で評価できるICTの研究開発。
- ビッグデータ分析の専門家（データサイエンティスト）の育成の可能性（加点評価）

■ 補足説明

- 採択評価時に、初年度及び次年度（計1年2ヶ月間）分をまとめて評価。
（4月から研究開始も可）
- 採択決定のタイミングで、次年度も安定的に研究開発に取り組めるよう措置。

① センシング&データ取得基盤分野

本格的なIoT社会に向け、フィジカル空間から様々な情報を収集してサイバー空間に入力する基盤技術に関する分野

② 統合ICT基盤分野

コア系 : 超大容量の情報を極めて安定的かつ高品質に、シームレスに広域に繋ぐコア系ネットワークを構成する基盤技術に関する分野

アクセス系: コア系とシームレスに連携し、膨大で多種多様な情報を高効率かつ柔軟に伝達するアクセス系ネットワークを構成する基盤技術に関する分野

③ データ利活用基盤分野

多種多様な情報に基づき知識・価値を創出し、人に優しく最適な形で、あらゆる人が利活用可能とするための基盤技術に関する分野

④ 情報セキュリティ分野

自律的・能動的なサイバーセキュリティ技術の確立等をはじめとするネットワークセキュリティ対策に加え、情報・コンテンツ等に係る幅広い側面からの情報セキュリティ対策のための基盤技術に関する分野

⑤ 耐災害ICT基盤分野

大規模災害発生時でもしなやかに通信環境を維持するとともに、通信インフラの応急復旧や被災状況の正確な把握に資する等、ICTによって災害に強い社会を形成するための基盤技術に関する分野

⑥ フロンティア研究分野

各分野に跨がり、次世代の抜本的ブレークスルーにつながる先端的な基盤技術に関する分野。基盤技術の更なる深化に加えて、先進的な融合領域の開拓、裾野拡大、他分野へのシーズ展開等を図る

⑦ IoT/BD/AI技術の研究開発分野

あらゆるモノをIoTによりネットワークにつなぐことで、その状態やニーズ等に関する情報を収集し、膨大なビッグデータをAIにより解析することで、様々な社会課題の解決や新たな価値創造を実現するIoT/BD/AI時代において、当該技術を用いて様々な問題解決に資する研究開発分野

【若手研究者の要件】

平成30年の4月1日時点において、以下の①又は②のいずれかの条件を満たす研究者であること。

- ① 39歳以下の研究者
- ② 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間について研究開発課題提案書に記述して申請する場合
(申請した期間を差し引くと39歳以下となること)

なお、提案にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 「若手研究者の要件」による研究開発実施者としての採択回数が2回未満であること。

フェーズⅠで採択された場合、選抜評価を経てフェーズⅡに移行したものを1回とする。

採択回数には、「電波有効利用促進型(若手ワイヤレス研究者等育成型)」、「若手ICT研究者育成型研究開発」及び「若手先端IT研究者育成型研究開発」において採択された回数を含めるものとする。

(若手先端IT研究者育成型研究開発は平成18年度で新規募集を終了)

- (2) 共同研究の形で提案する場合、研究分担者についても「若手研究者の要件」を満たしていること。

もしくは、研究分担者が所属する企業が「中小企業の要件」を満たしていることとする。

【中小企業の要件】

研究代表者が中小企業に所属していること。

本事業における「中小企業」とは、下表に示す「資本金の基準」又は「従業員の基準」のいずれかを満たす企業のこと。

なお、本事業の中小企業には、所謂「みなし大企業※」も含むものとする。

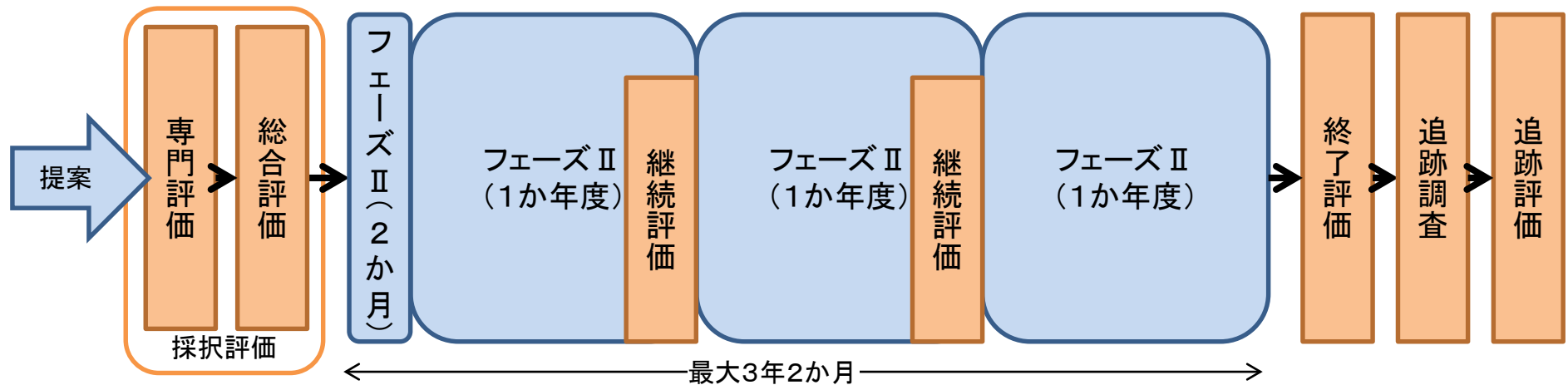
業種	従業員規模	資本金規模
製造業・その他の業種(下記以外)	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※資本金の2分の1以上を大企業が所有する、もしくは、役員の2分の1以上を大企業が占める等、中小企業者以外による意思決定が可能な状態にあり、実質的に大企業が支配しているとみなされる中小企業のこと。

なお、ICT分野の研究開発に資するため、本要件においては中小企業関連立法の政令による以下の企業も中小企業として扱う。

業種	従業員規模	資本金規模
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	300人以下	3億円以下

■ ICT研究者育成型研究開発(若手研究者枠)



採択評価において、全体の研究開発計画を踏まえ、初年度及び次年度(1年2か月)の計画を評価します。

※不採択課題を除き、評価結果については原則公表。

- 地域イノベーション戦略推進地域への支援施策となっています。
当該指定地域の内容等については、下記URL を参照して下さい。

- 文部科学省の地域イノベーション戦略推進地域に関するホームページ

- http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/index.htm

- http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1402357.htm

- 中小企業技術革新制度(日本版SBIR)の対象となっています。
当該制度の内容については、下記URL を参照して下さい。

- 中小企業庁の中小企業技術革新制度に関するホームページ

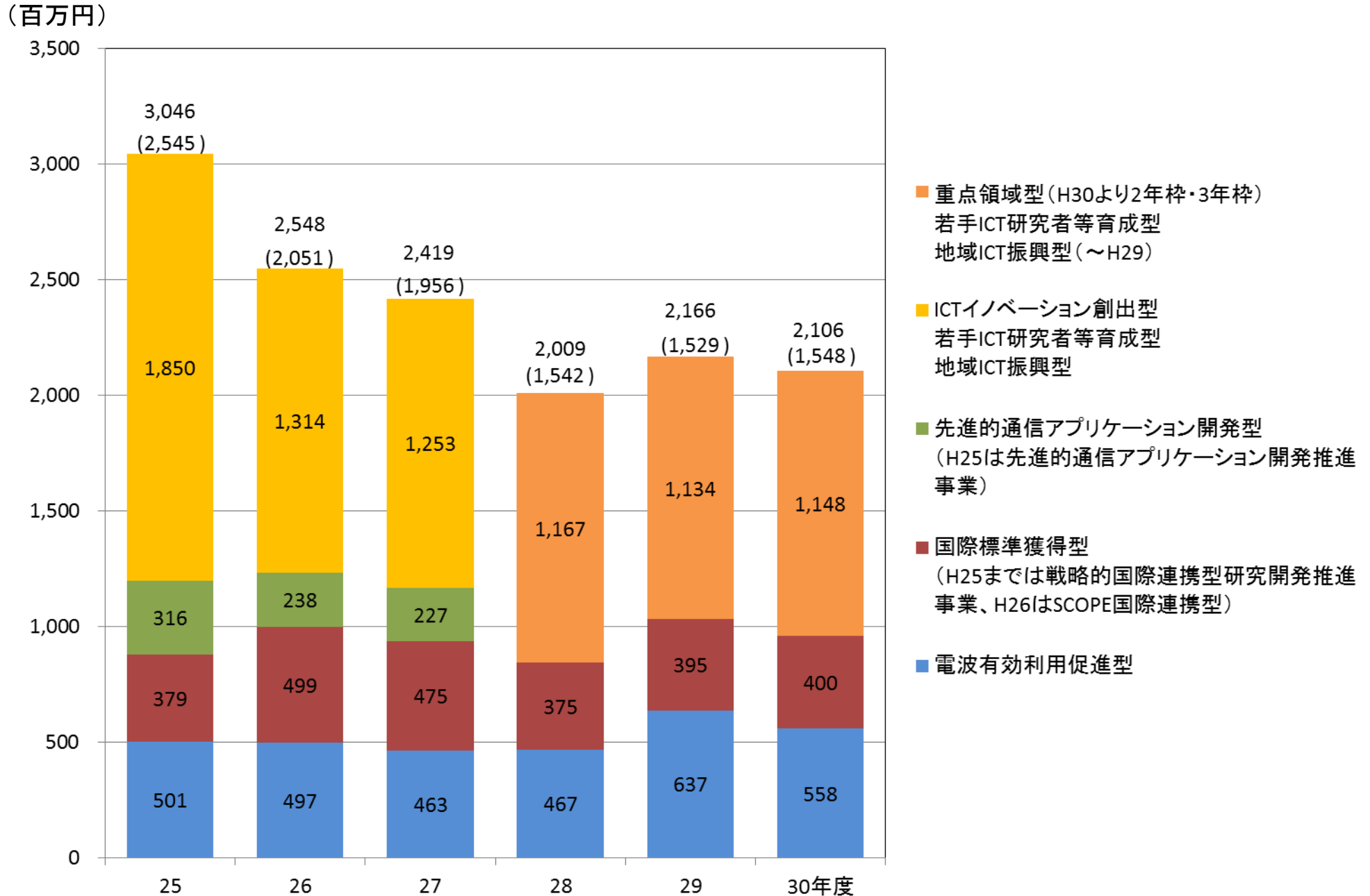
- http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

- <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/22fy/index.html>

- 外国人に対する出入国管理上の優遇制度である高度人材ポイント制におけるボーナスポイントの対象となっています。
当該制度の内容については、下記 URL を参照して下さい。

- 法務省入国管理局の高度人材ポイント制に関するホームページ

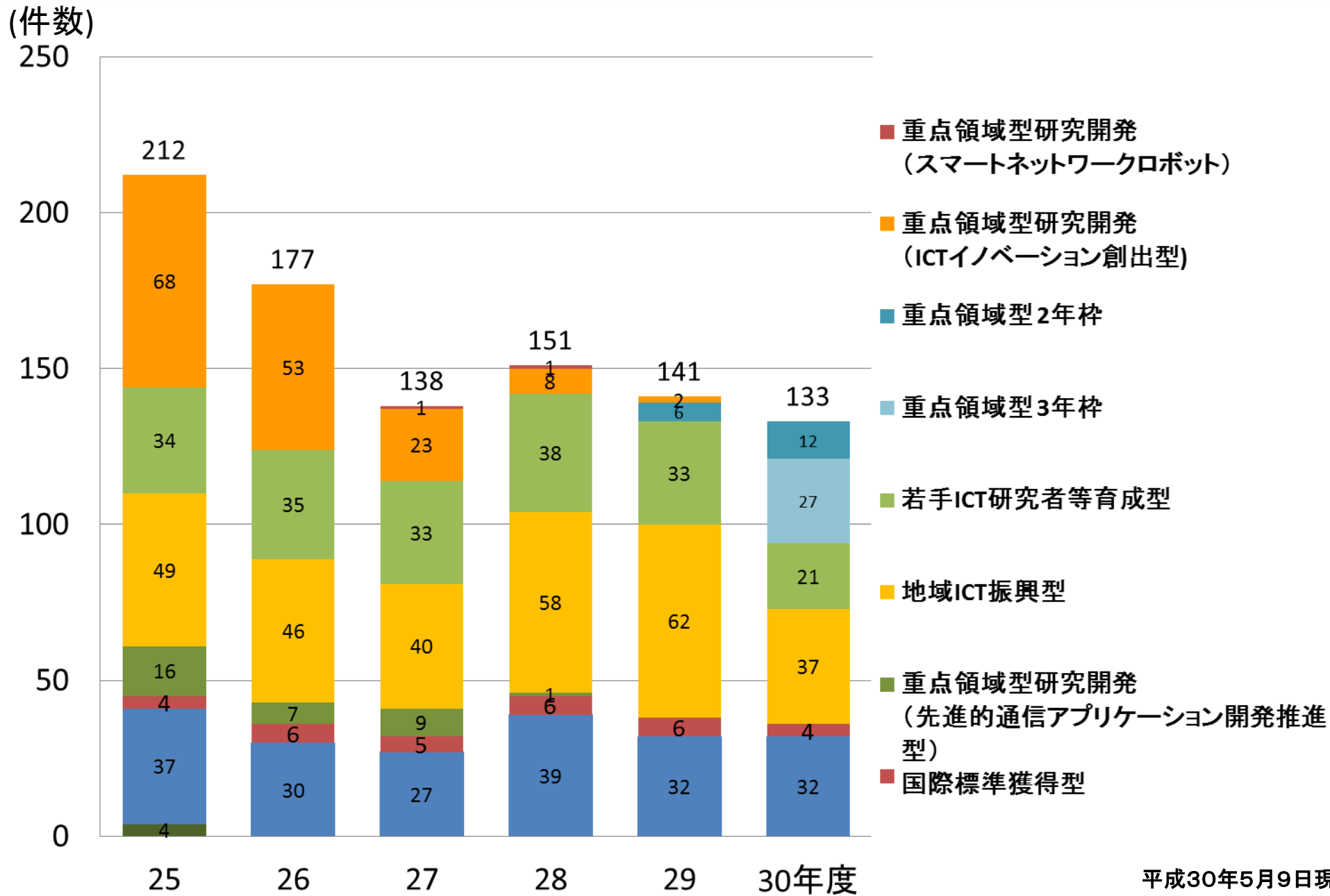
- http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html



(参考) これまでの採択状況

プログラム名	平成30年度新規			(参考)平成29年度新規			(参考)平成28年度新規		
	提案件数	採択件数	採択倍率	提案件数	採択件数	採択倍率	提案件数	採択件数	採択倍率
重点領域型研究開発	93	33	2.8	36	6	6.0	(平成26・27年度採択課題実施)		
ICT重点研究開発分野推進型 2年枠	19	6	3.2	36	6	6.0			
ICT重点研究開発分野推進型 3年枠	74	27	2.7						
若手ICT研究者等育成型研究開発	15	6	2.5	57	11	5.2	82	21	3.9
若手研究者枠	(別途公募・審査)			40	5	8.0	28	13	2.2
中小企業枠	15	6	2.5	2	0	-	4	1	4.0
				15	6	2.5	50	7	7.1
電波有効利用促進型研究開発	39	12	3.3	35	13	2.7	52	27	1.9
先進的電波有効利用型	34	8	4.3	25	10	2.5	39	18	2.2
フェーズⅠ	22	5	4.4	19	6	3.2	33	17	1.9
フェーズⅡ	4	1	4.0	3	2	1.5	6	1	6.0
フェーズⅡ (社会展開促進型)	8	2	4.0	3	2	1.5	6	1	6.0
若手ワイヤレス研究者等育成型	5	4	1.3	10	3	3.3	13	9	1.4
				7	2	3.5			
国際標準獲得型研究開発	(別途公募・審査)			1	0	-	41	4	10.3
地域ICT振興型研究開発	(新規公募無し)			68	25	2.7	69	22	3.1
合 計	147	51	2.9	225	62	3.6	244	74	3.3

(参考) 実施課題数の推移



(参考) SCOPE 若手ICT研究者育成型研究開発の変遷

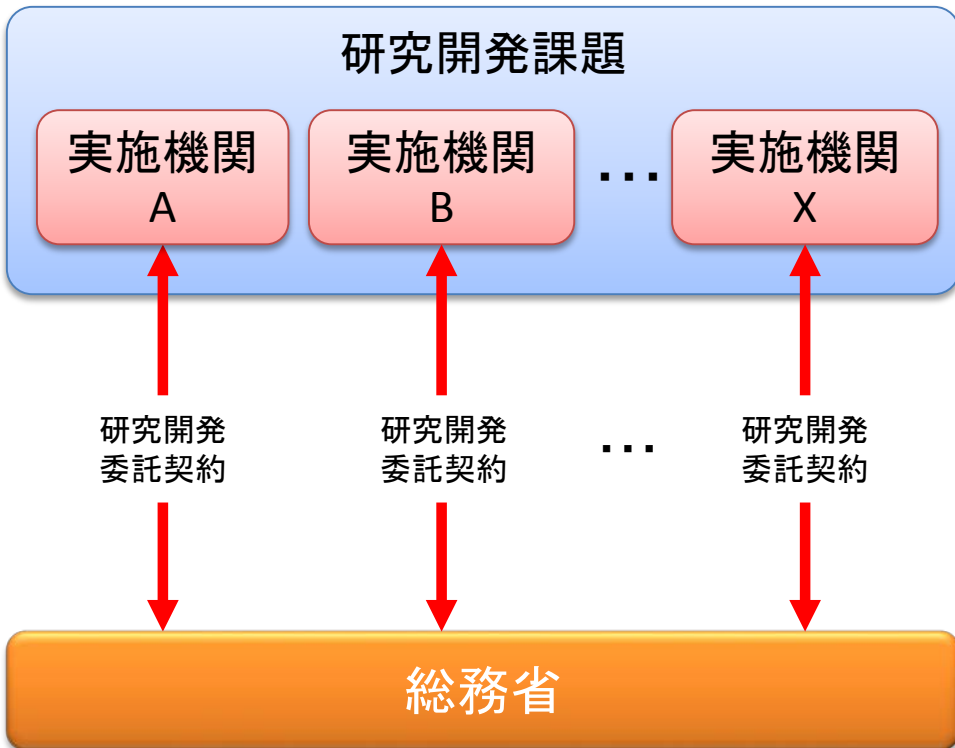
年度(平成)	14~18	19	20	21~22	23	24	25	26	27	28	29~
プログラム名	若手先端IT研究者育成型		若手ICT研究者育成型			若手ICT研究者等育成型 若手ワイヤレス研究者等育成型					
若手要件	35歳以下(公募年度の4月1日現在)の研究者					同左39歳以下					
	40歳以下の研究者であって、出産・育児や研究・技術開発以外の職業に従事した経験等、研究に従事していない期間について研究課題提案書に記述して申請する場合					同左42歳以下					
	40歳以下の研究者であって、博士号を取得してから5年以内の者					若手要件での実施は2回まで					
中小企業要件						研究代表者が中小企業に所属すること。					
研究費(単年度1件当たり上限)	10百万円		区分A:10百万円 区分B:5百万円			区分S:20百万円 フェーズⅠ:3百万円 フェーズⅡ:10百万円					
期間	3か年					3か年(フェーズⅠ:1か年、フェーズⅡ:2か年)			【ワイヤレス】同左3か年		
評価等						ビッグデータ利活用のための研究開発課題に加点評価					
						ワイヤレス分野は電波有効利用促進型で対応					

※若手ICT研究者等育成型に適用

【中小企業枠】フェーズⅠ:1か年
【若手研究者枠】フェーズⅡ:3か年2か月

提案にあたっての留意事項

- SCOPEは「**委託費**」です。
- 各機関と研究開発委託契約を毎年度締結(単年度契約)して実施。
→再委託は不可
- 経理実務については、研究者所属機関が管理。
→提案にあたって、所属機関の了解が必要
- 研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分。提案額とは異なります。



(参考)委託と助成(補助)の比較

	委託	助成(補助)
事業の主体	総務省	事業者
事業の実施者	受託者	事業者
取得資産の帰属	総務省	事業者
事業成果の帰属	受託者*	事業者
支払対象額	仕様達成に向けて要した経費実績	対象経費実績額 × 補助率

※産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)による。

各種報告時期の延長による年度末までの研究期間を確保するために、「競争的資金における使用ルール等の統一について(平成27年3月31日)*1」を踏まえ、会計実績報告書及び研究成果報告書の提出期限を延長し、年度末まで研究が実施出来るように変更。

平成27年度契約書ひな形(改定版)から以下のとおり対応。

- 会計実績報告書: 諸条件を満たした場合は、会計実績報告書の提出期限を国の会計年度終了後61日以内まで可能とする。
- 研究成果報告書: 委託業務が完了した日の翌日から61日後までの提出を可能とする。
- 事業完了後、成果物として簡易な書式での委託業務完了届を提出することを義務づける。

*1 内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

本事業における研究開発を実施する者の構成は以下のとおり。
なお、総務省と研究開発委託契約を締結しない者が、研究開発実施者との共同研究等により「連携研究者」として研究開発に協力することも可能。

■ 研究開発実施者

研究代表者及び研究分担者の総称。

■ 研究代表者

研究開発実施者を代表する者であり、研究開発の遂行（研究開発成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者。

■ 研究分担者

研究代表者と協力して研究開発を分担する者。

■ 連携研究者

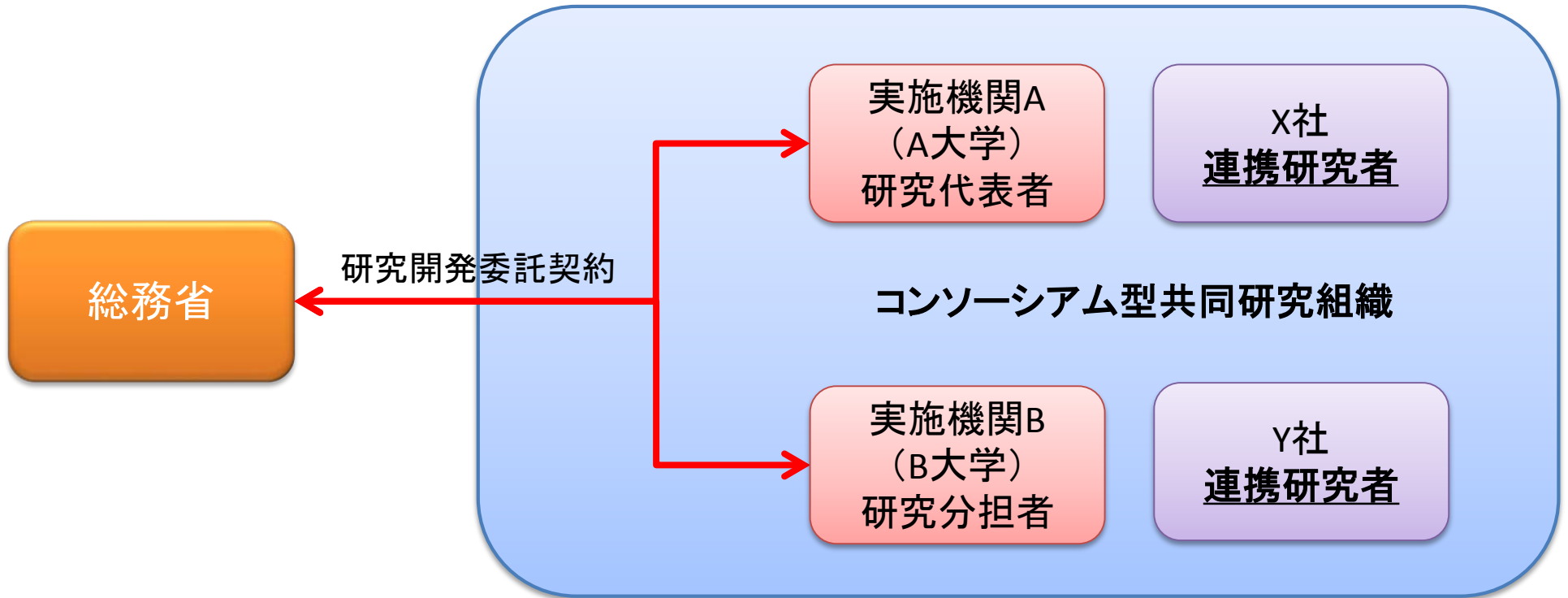
総務省と研究開発委託契約を締結せずに、研究開発実施者との共同研究等により研究開発に協力する者。**本事業による委託費の使用不可。**

※連携研究者と共同研究等を実施する際の留意事項は、「研究開発成果の帰属」を参照のこと。

■ 研究責任者（参考）

委託契約を締結する際に、研究機関毎に「研究責任者」の配置が必要。研究分担者のみが所属する研究機関では、研究分担者から研究開発を統括する者として「研究責任者」を設定。

オープンイノベーションの推進



- ① A大学とB大学によるSCOPE研究開発課題に、X社とY社が「連携研究者」として参加。
- ② SCOPE研究費の使用は、A大学とB大学のみ。
- ③ 連携研究者と共同研究契約等により知財の取扱いについて取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約の内容を妨げないようにすること。

- ① 日本国内に設置された大学、民間企業、研究開発法人、地方自治体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生を除く。）。
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者。
- ③ 全ての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施にあたって、研究資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要がある。）
- ④ 「研究代表者」は、全研究期間を通じて、研究開発課題の遂行に関するすべての責務を負えること。
- ⑤ 「研究分担者」は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。
- ⑥ 大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、大学院生が民間企業等との共同研究に研究分担者となることも可。
- ⑦ 「研究開発実施者（研究代表者及び研究分担者の総称）」は、自身の所属機関の経理事務等担当者及び契約事務等担当者を兼ねることはできない。

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画できることを明示。

* 国際標準獲得型研究開発を除く。

【留意事項】

- ① 大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。
- ② 大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書あるいは同等の雇用関係書類により、SCOPEの研究開発に従事することを証明できるようにすること。
- ③ 学業そのものやSCOPE以外の活動などに対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。
- ④ 額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する必要がある点に留意すること。

◆科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月 閣議決定)

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

3. 重点的取組

(2)イノベーションシステムを駆動する ～分野や組織の枠を超えた共創環境の実現～

①組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成

大学、公的研究機関の「強み」や地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かして、産学官の積極的な参画の下、イノベーションハブの形成に取り組む。

・イノベーションマインドを有する研究人材の育成に資するよう、学生に対して、民間企業からの受託研究や産学官の共同研究に参画できる機会を積極的に提供する。

【研究代表者】

選抜・継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」及び「研究分担者」となる期間が重複してはならない。

【研究分担者】

選抜・継続課題を含め、SCOPEにおいて、すべてのプログラムで「研究代表者」となる期間が重複してはならない。

但し、平成30年度実施中（平成30年度が最終年度を除く）の課題の分担者である場合、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式10）」を提出することにより、SCOPEで既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることが可能。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、SCOPEで既に実施中の研究開発の研究分担者に次年度から復帰することは不可。

上記の制限に係る新規提案の場合、該当するすべての新規提案課題を採択評価の対象から除外。

国や研究開発法人が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することは不可。

- 本事業においては、研究開発成果を基に新事業に取り組むこと等を目的として、ICT分野を専門とする起業家、ファンディング専門家、弁護士、弁理士、マーケティング専門家、広報専門家、コンサルタント等の専門家によるアドバイス等を受けるための費用を、本事業の委託費として計上することが可能。
- 当該費用を支出する際は、その必要性及び金額の妥当性等について総務省との事前協議が必要。
- 詳細は「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説」を参照。
- なお、当該費用の計上は、直接経費の5分の1を上限とする。

国際標準獲得型研究開発を除く。

- 本事業においては、外部の弁理士が手続を代行する費用 及び 各国の特許庁への手数料を含め、研究開発成果を基に委託契約期間中に行う特許取得等に要する費用を計上することが可能。
- 特許出願等を行う場合は、特許法施行規則等を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究開発の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
- 計上する特許取得費用については、委託契約期間中に手続きが行われ、委託契約期間中に費用が生じている必要がある。契約期間外に行われた手続の費用は認められない。ただし、特許登録が済んでいるかどうかは、計上の条件としない。
- 特許の維持に要する費用は認められない。
- 詳細は「研究開発委託契約書」及び「情報通信分野における研究開発委託契約経理解説」等を参照。

- 研究開発の期間中に得られた成果は、産業技術力強化法第19条(いわゆる日本版バイドール条項)の規定に従い、**研究機関に帰属することが可能**。
- 知的財産権確認書(研究開発委託契約書様式15)を契約締結時に提出
- 必要な条件:以下の全てを遵守すること
 - ① 研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国に報告すること。
 - ② 公共の利益のために国が理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
 - ③ 正当な理由がなく、当該特許権等を相当期間活用していない場合、国が当該特許権等の活用を促進するために、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
 - ④ 第三者に当該知的財産権の移転等をするときは、合併又は分割により移転する場合等を除き、あらかじめ国の承認を受けること。

連携研究者との間で、共同研究契約を締結する等により特許権その他の政令で定める権利について取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約書及び知的財産権確認書の規定を妨げることがないよう留意の上、各機関の責任の下、適切に対応すること。

1. 研究費の不正使用防止への取組

「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監督の指針（平成19年3月総務省制定）」に基づき、

- (1) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他の競争的資金への応募が制限される場合がある。
- (2) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他の競争的資金への応募が制限される場合がある。

2. 研究上の不正行為防止への取組

「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（平成18年10月総務省制定、平成19年3月改正、平成27年4月改定）」に基づき、

- 本事業及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずる。
 - －当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還させる場合がある。
 - －他の競争的資金への応募が制限される場合がある。

3. 指針の実効性について

研究開発委託契約書に規定することにより、両指針の実効性を担保。

※ 研究不正防止対策のための教材等については、日本学術振興会(JSPS)のウェブサイト
<http://www.jspss.go.jp/j-kousei/rinri.html>
をご参照ください。

- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

■ 研究開発場所

所属機関の施設内(日本国内)

■ 研究開発に必要な機器設備

研究開発に必要な機器設備の調達は、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用

■ 購入した物品等の扱い

□ 本事業により購入し取得した物品等の所有権は、総務省に帰属

□ 取得した物品等は、所属機関による善良な扱いの下に管理

□ 研究開発終了後の物品等の取り扱い・・・無償貸付(条件あり)又は総務省へ返却

■ 研究開発成果の発表、公開及び普及

□ 研究開発実施者は、本事業により得られた研究開発成果について、関連学会等に発表するなど、成果の積極的な公開・普及に努めること。

□ 得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表又は公開する際は、本事業の成果である旨を必ず記載すること。

□ 発表又は公開する場合は外部発表投稿票(研究開発委託契約書様式)を総務省に提出すること。

※研究開発委託契約書、委託契約経理解説等は、委託研究の実施にあたって変更することがあります。

書類名	様式
データ入力シート	様式0
基本事項説明書※直接記入不要	様式1
研究開発内容説明書 関連研究開発等相関図 論文・特許等の発表目標件数	様式2 様式2の別紙 様式2の別表
研究開発内容説明図	様式3
研究開発予算計画書	様式4
研究開発体制説明書	様式5
研究開発実施者経歴説明書	様式6
既存研究設備等説明書	様式7
物品リース・レンタル計画書	様式8
物品購入計画書	様式9
現在実施中の研究開発課題に対する 不参加申請書	様式10
確認書(該当するプログラムにおいて、 中小企業の要件により応募する場合)	様式11

- 提案書に虚偽の記載があった場合には、採択された後であっても採択を取り消す場合がある。
- 一度提出された提案書の差し替えは不可(記載内容を確認する場合あり)。
- **研究開発内容説明書(様式2)の記述においては、英文による作成も可。**
- 研究開発予算計画書(様式4)の作成においては、「委託契約経理解説」を参考に研究費の積算を行うこと。
- 研究開発に必要な機器設備の調達は、原則として購入とリース・レンタルで調達経費が安価な方法を採用。

■ 研究開発内容説明書について以下の項目を記載する

1. 研究開発の目的

研究開発を実施する目的、社会的・経済的現状や背景、目的を達成するために解決すべき課題、社会的なニーズ等を記載。

2. 研究開発成果の目標

最終目標、年度目標の記載

3. 研究開発計画

研究開発項目及び手法、実施スケジュールを記載。また、研究開発スケジュールを線表にて記載。これらは、必要に応じて予算計画(様式4)、実施体制(様式5,6)及び主要設備(様式7~9)の内容を踏まえて記載。

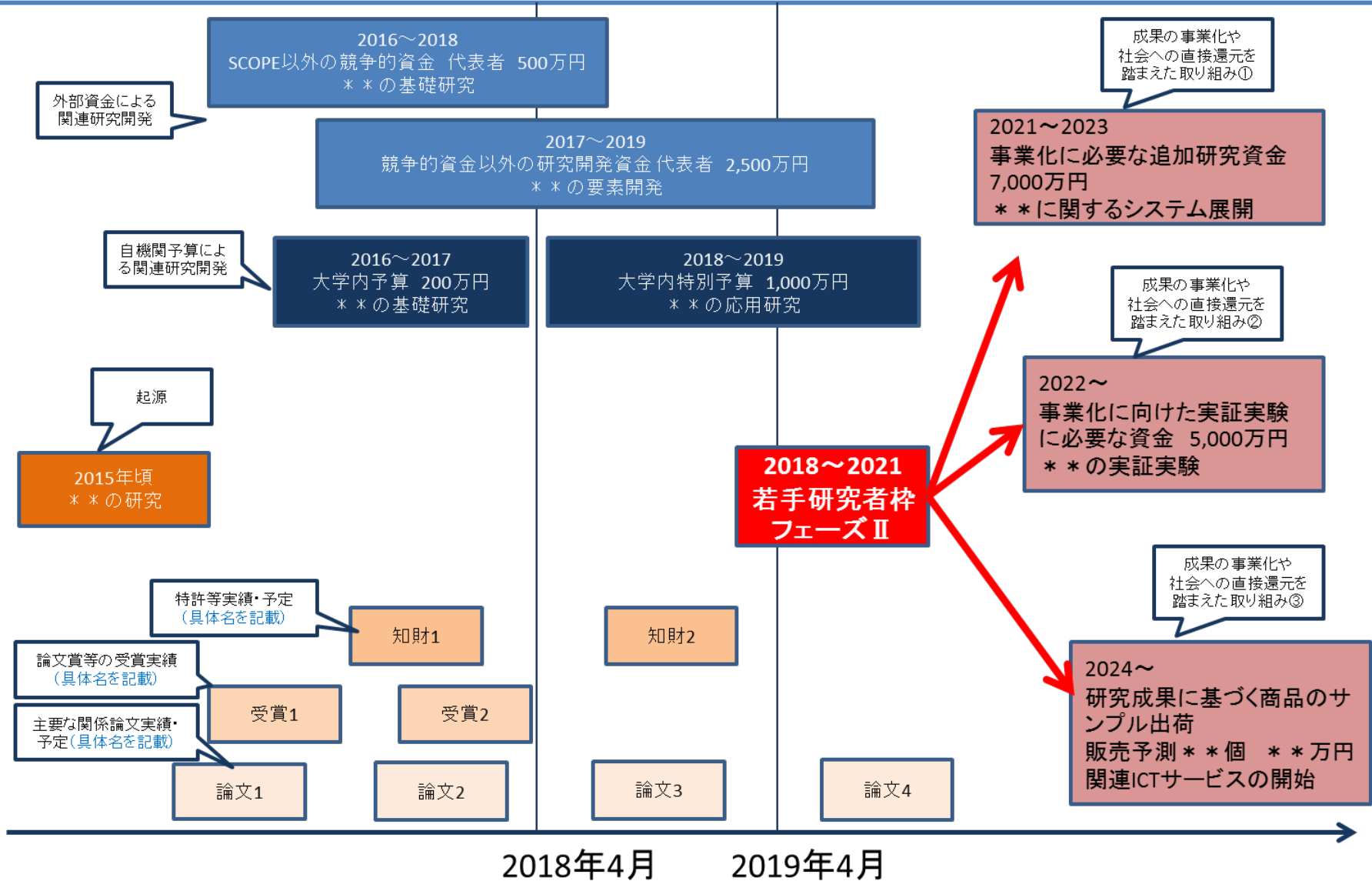
4. 関連研究開発と本研究開発課題の位置付け

- (1) 研究開発実施者、連携研究者における関連研究開発の状況
- (2) 競争的資金により実施した関連研究開発
- (3) 国内外の他機関における関連研究開発の状況

5. 目的達成に向けた取り組み

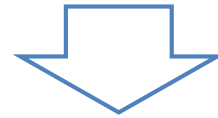
1. に掲げた目的を達成するため、本研究期間中を含め本研究終了後の研究開発成果により得られるアウトカム目標、及び社会実装を含めた取り組みについて記載。

提案いただく課題を中心に、関連する過去の研究成果や予算、研究後に期待される学術展開や実用化の展開が一見して分かる様、おおまかに提示していただくものです。

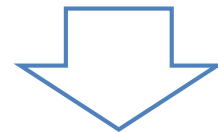


提案書の提出について

提案書の作成
(提案要領・提案書作成要領に従って作成)



府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて応募(※1)



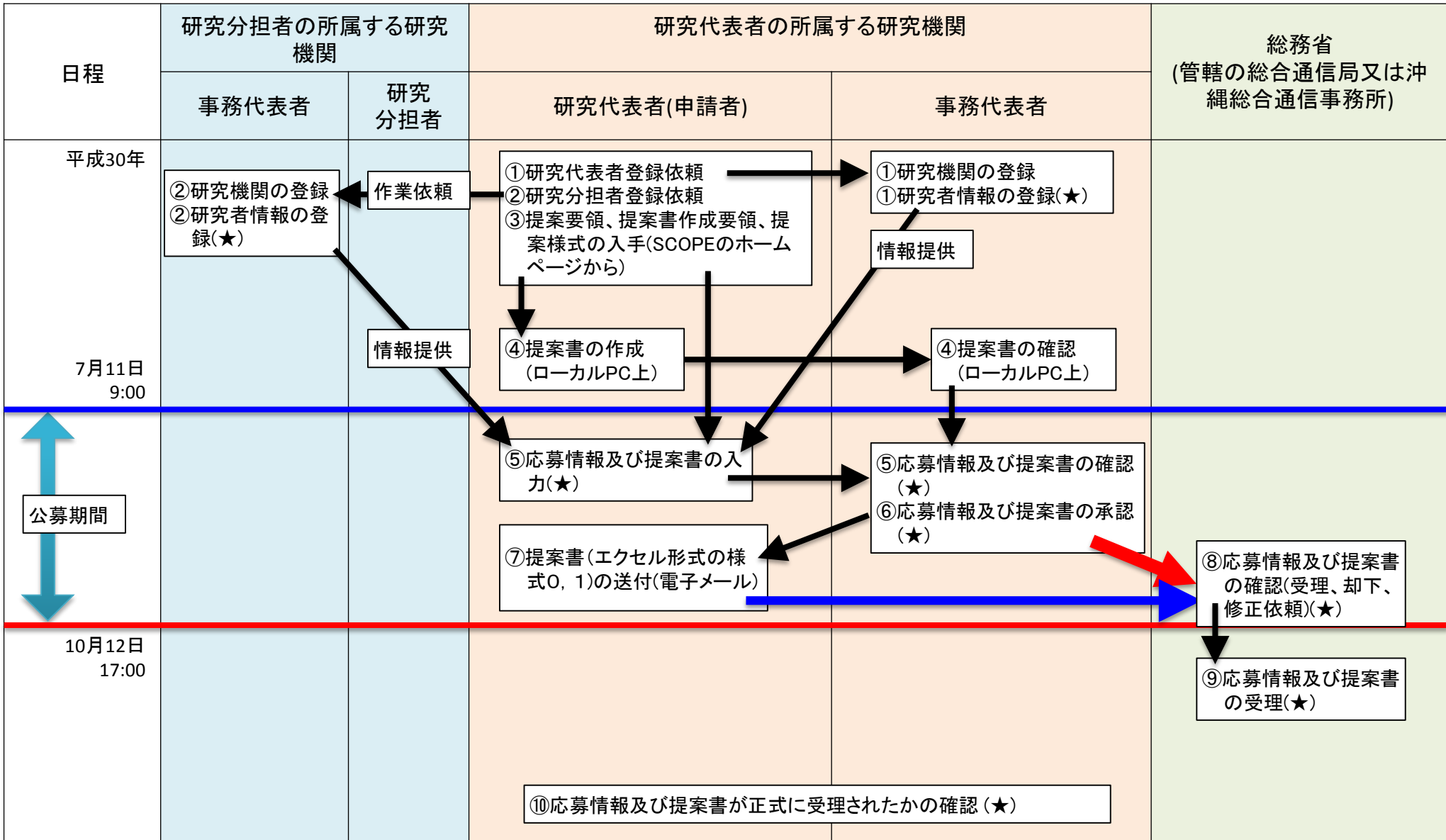
電子メールによる様式0, 1(※2)の提出

【提案書受付は、e-Rad上での提出締切りの期限までとなりますので、充分御注意ください。】

※1 PDF形式での提出となります。e-Rad上でもPDF形式での提案書アップロードをお願いする旨が表示されます。

※2 研究機関所在地を管轄する各総合通信局等へExcel形式での提出をお願いします。

e-Radを用いた応募情報の登録手順



■ e-Radへの登録等

ご提案を予定の方は、先ずe-Rad等への登録のご確認を。
(初回登録手続きには、書類の郵送が伴います。)

■ 提案書受付締切： **平成30年10月12日(金)17:00必着**

応募締切期日までに、必ず所属研究機関の事務代表者によりe-Rad承認まで実施してください。

■ 採択課題の決定： 1月中旬(予定)

評価点・評価コメントとあわせて、採択・不採択を通知します。

■ 平成30年度提案要領、提案書作成要領、その他、SCOPE事業に関連する情報は、下記のURLに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/

■ 予算の成立状況に応じて、事業内容に変更等があり得ることをあらかじめ御承知ください。

ご提案よろしくお願いたします。

